

平成29年度国内希少野生動植物種追加指定 パブリックコメント意見一覧

参考資料1-1

| 件数 | 意見(集約) | 回答 |
|----|---|---|
| 4 | 今回の指定に賛成する。 理由:開発行為等により絶滅の危険度が高まっており、保護のあり方を考えるべき。 | 今後、追加指定する種の保護を推進して参ります。 |
| 1 | ヘラシギについて国際連携による中継地等の保全を実施すべき。 理由:生息状況の回復には渡りの中継地・越冬地をととした保全が必要である。 | いただいたご意見を参考として、今後、現地調査の実施を含め、追加指定する種の保護方策を検討して参ります。 |
| 3 | チュウヒについて全体的な調査や繁殖地の保全を実施すべき。 理由:繁殖状況が明らかになっていない地域があるなど、基礎的な情報が不足している。 | |
| 3 | シマアオジについて保護増殖や繁殖地の保全を実施すべき。 理由:限られた繁殖地の環境改善や国際連携による生息域外保全が必要である。 | |
| 1 | 添付資料のチュウヒの生息地(繁殖地)について、「ヨシ原」と限定的に記載するべきではない。 理由:「ヨシ原」と植生について限定的な書き方をしてしまうと、それ以外の植生では繁殖しないという誤解が生じてしまうおそれがある。 | ご指摘の箇所について、一部資料を修正いたしました。 |
| 1 | ヘラシギの飛来地を含め、個体が確認された場所の利用を制限してしまうのであれば、指定には反対である。 理由:地元住民等によるヘラシギの保全活動を阻害する可能性がある。 | 国内希少野生動植物種に指定することで、捕獲等・譲渡し等の行為が規制されますが、当該種の生息地を保護区として指定するものではないため、殺傷等に繋がらない利用や保全活動が規制されることはございません。なお、これまで鳥獣保護管理法により希少鳥獣に指定されていたため、すでに捕獲等の行為は規制されておりました。 |
| 1 | 他の鳥類の指定を検討すべき。 理由:開発圧が高い里地里山で繁殖する鳥類の減少が懸念され、それらの生息地を早急に保全する必要がある。 | 絶滅危惧鳥類の多くが鳥獣保護管理法に基づき希少鳥獣に指定され、捕獲等の行為が規制されているところ、保全対策の必要性や里地里山環境の重要性等に鑑み、優先順位をつけて指定を進めて参りたいと考えております。 |